
一宮市新庁舎建設基本計画

一 宮 市

平成 21 年 4 月

目次

はじめに	01
第1章 新庁舎のあるべき姿	
1. 一宮市新庁舎建設基本計画の位置づけ	
(1) 一宮市新庁舎建設等基本構想	02
(2) 一宮市新庁舎建設基本計画の位置づけ	03
2. 新庁舎の基本的な考え方	04
3. 新庁舎の具体的な機能	
(1) 便利でわかりやすい庁舎	05
(2) 開かれた議会と庁舎	05
(3) ワンストップサービスの充実	06
(4) 来庁者の快適環境とともに市民協働を実現する庁舎	06
(5) 災害などへの安全・安心を確保した庁舎	07
(6) 情報拠点としての庁舎	07
(7) 個人のプライバシーを守る窓口	08
(8) セキュリティを確保した庁舎	08
(9) 自然エネルギーの活用を図る庁舎	09
(10) 適正なライフサイクルコストを実現した庁舎	10
(11) 将来の変化にも対応できる庁舎	11
第2章 新庁舎の規模と構成	
1. 前提条件	12
2. 新庁舎の規模と構成	
(1) 規模	13
(2) 構成	13
第3章 新庁舎の建設計画	
1. 敷地利用計画	
(1) 敷地概要	14
(2) 敷地利用の考え方	15
2. 全体配置計画	
(1) コンセプト	16
(2) 配置計画	16-17
(3) 新庁舎概要	17
3. 事業計画	
(1) 建設スケジュール	18
(2) 事業費	18

一宮市は平成 17 年の合併以来、3 庁舎による分庁方式を採用し業務を行ってきました。しかし、総務企画部門（一宮）、建設・上下水道部門（尾西）、教育部門（木曽川）などに分散しているために、日がたつに従って、市民や議員から分庁方式の限界を指摘する声が大きくなってきました。

また耐震診断を行ったところ、一宮庁舎は北側 1 階部分と南側 4 階以下部分について補強が必要で、完全な耐震改修は構造上困難なことが分かりました。尾西庁舎西館、木曽川庁舎も耐震基準を満たしていませんでした。

こういった状況を受け、昨年度、新庁舎建設等基本構想策定委員会を設け、建て替えについて検討していただきました。委員会の答申では分庁方式の限界や、耐震性の低さにより防災・復興拠点として不十分であること、情報分野などでのセキュリティ対策や市民との協働の場の確保が困難であることなど、いくつかの問題点が指摘され、すべての機能を集約した本庁舎の整備を早急に進める必要があると結論付けられました。

また市では現在、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます。新庁舎が中心市街地に建設されることになれば、駅前ビル、新庁舎、真清田神社とこれらをつなぐ中心市街地商店街の事業展開により、活性化への道筋がより現実味を帯びてきます。新庁舎の建設場所について、委員会ではいくつかの候補地について検討されましたが、以上の理由から、現敷地での建て替えがもっとも多くの利点を持つとの結論が出されました。

このような経緯をふまえて、今年度基本計画と基本設計に着手し、合併特例債を活用できる期限である平成 27 年度には、すべての工事を完了させたいと考えています。

一宮市長 谷 一夫

1. 一宮市新庁舎建設基本計画の位置づけ

(1) 一宮市新庁舎建設等基本構想

平成20年2月に「一宮市新庁舎建設等基本構想」(以下、「基本構想」といいます。)が策定され、老朽化した既存庁舎の建て替え及び合併による新市としての一体的な機能強化を目指して「第6次一宮市総合計画」で掲げられたまちづくりの基本理念「安心」、「元気」、「協働」を実現する庁舎建設を行なうという方向性が示されました。

一宮市のまちづくりの基本理念

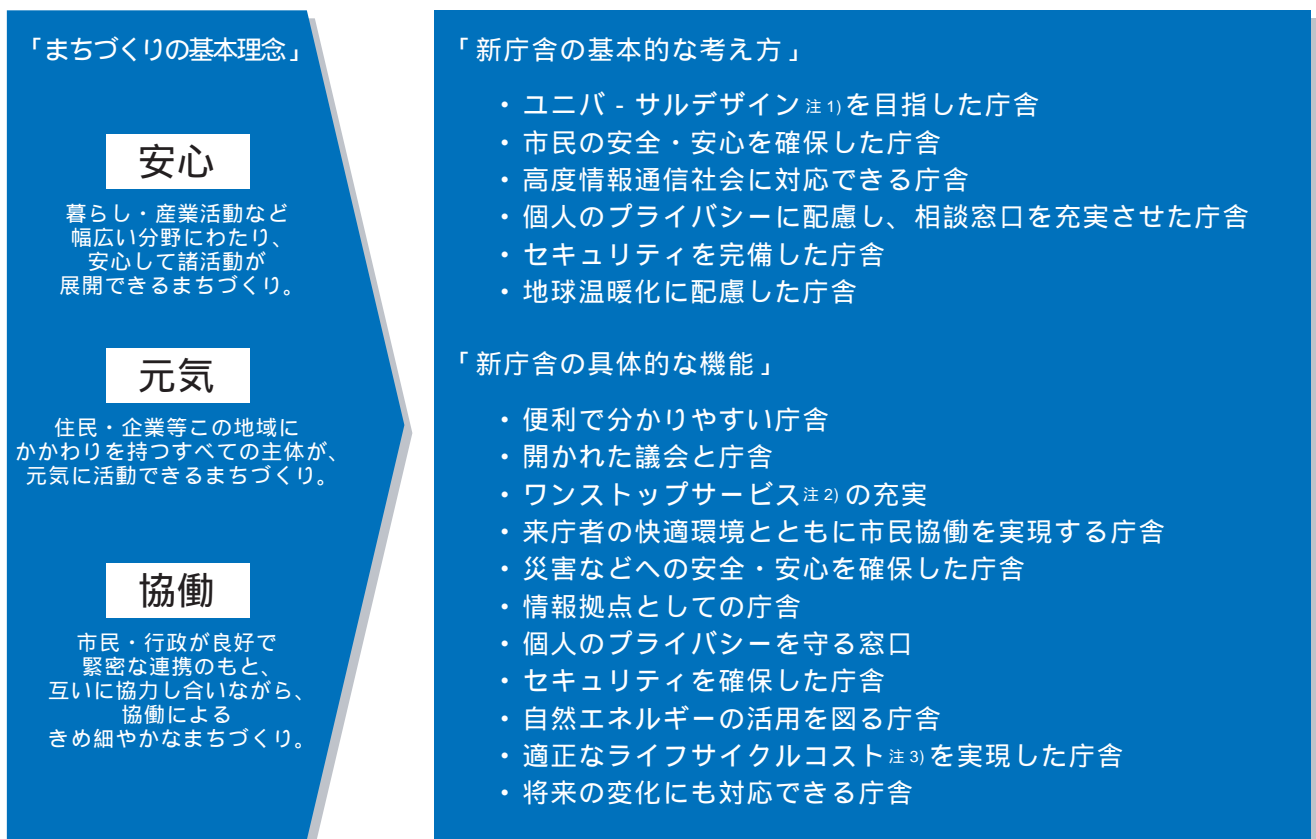
安心 : 暮らし・産業活動など幅広い分野にわたり、安心して諸活動が展開できるまちづくり。

元気 : 住民・企業等この地域にかかわりを持つすべての主体が、元気に活動できるまちづくり。

協働 : 市民・行政が良好で緊密な連携のもと、互いに協力し合いながら、協働によるきめ細やかなまちづくり。

これらのまちづくりの基本理念を踏まえて、基本構想では「新庁舎の基本的な考え方、具体的な機能」が示されました。

基本構想で示された「新庁舎の基本的な考え方、具体的な機能」の概要



注1)ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

注2)ワンストップサービス：1カ所または1回で、各種の行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできる仕組みの総称。

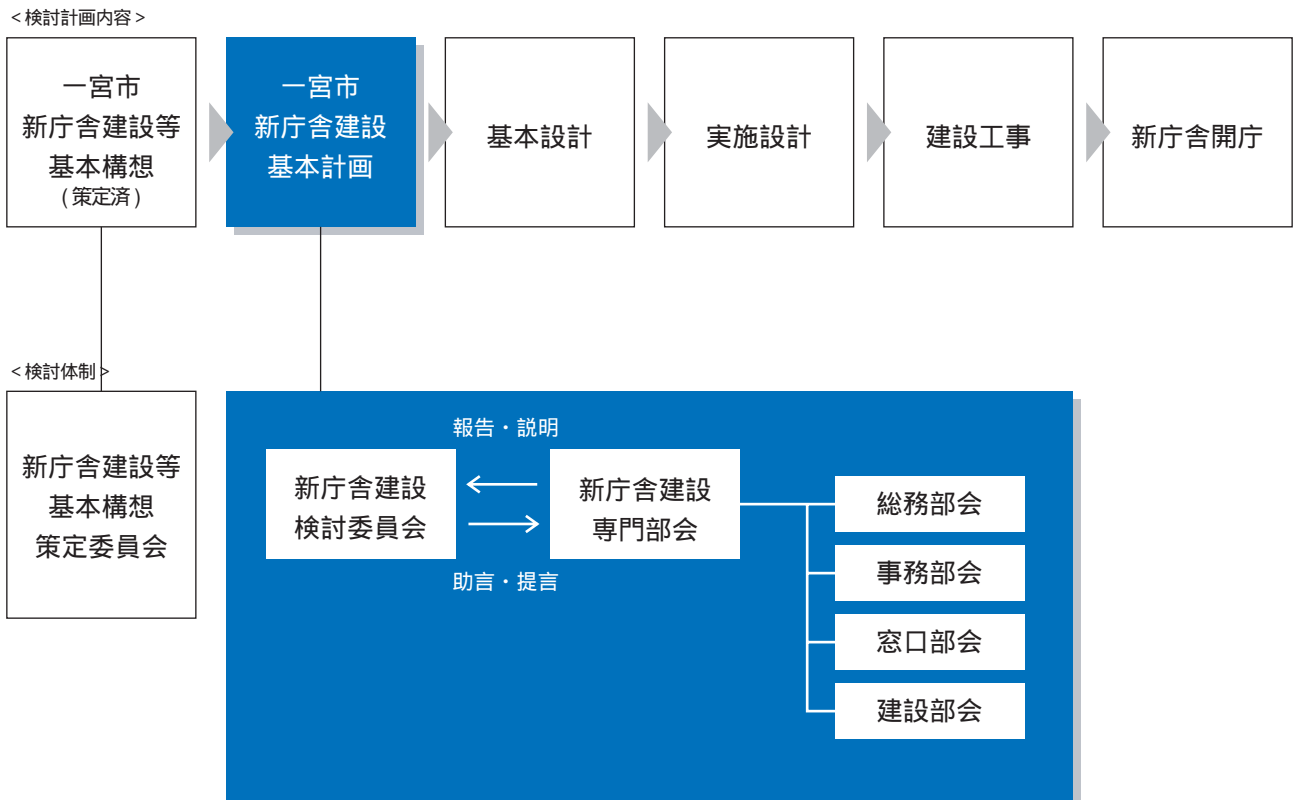
注3)ライフサイクルコスト：建物の生涯コスト。建物の計画から始まり、設計、建設、維持管理、修繕、解体するまでを建物の生涯とし、その全期間に要する費用。

第 1 章 新庁舎のあるべき姿

(2) 一宮市新庁舎建設基本計画の位置づけ

「一宮市新庁舎建設基本計画」(以下、「基本計画」といいます。)は、基本構想を継承し、新庁舎の敷地利用、配置計画、諸機能など、基本設計に反映すべき諸条件の整理・検討を行い策定されています。策定にあたっては、「新庁舎建設検討委員会」及び一宮市職員による「新庁舎建設専門部会」(総務部会、事務部会、窓口部会、建設部会)を設置して、検討を重ねました。

基本計画の位置づけと検討体制



2. 新庁舎の基本的な考え方

基本構想で示された、以下の内容を新庁舎の基本的な考え方とします。

ユニバ - サルデザインを目指した庁舎

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」を基本理念とした、ユニバーサルデザインを導入し、高齢者や障害者、子ども、外国人の方々はもちろんのこと、全ての人に分かりやすく、使いやすい、親しまれる庁舎とします。

市民の安全・安心を確保した庁舎

昨今、全国的に多発している地震や豪雨などの災害発生時に初期初動体制が確立できる機能をはじめ、庁舎機能を災害時にも維持できるように高い耐震性や自家発電システムなどを備えた庁舎とします。

高度情報通信社会に対応できる庁舎

急速な ICT^{注4)}化の進展は市民ニーズにも大きな変化をもたらしています。こうした市民ニーズに十分に対応し、効果的かつ迅速に質の高いサービスを提供するために、ICTを活用した行政情報システム^{注5)}を構築するとともに、さらに進展が予想される高度情報通信社会に対応できるよう配慮された庁舎とします。

個人のプライバシーに配慮し、相談窓口を充実させた庁舎

市民サービスの窓口には、市民が気軽に相談できるコーナーを設置し、特に個人のプライバシーにかかわる相談業務を行う部署には、話し声がもれないようなプライバシーに配慮した構造の相談室を設け、市民が安心して相談できる庁舎とします。

セキュリティを完備した庁舎

行政が持つ多数かつ重要な情報、特に市民の個人情報を危険にさらすことのないよう、事務スペースと受付スペース、市民が利用できるスペースを明確に分離することでセキュリティを確保した庁舎とします。

地球温暖化に配慮した庁舎

「一宮市環境基本計画」(平成16年4月策定)及び「エコアクション一宮」(平成13年4月策定)に従い「公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン」(平成13年12月一宮市策定)を基礎に自然エネルギーを活用するなど環境にやさしい庁舎とします。

注4) ICT : Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

注5) 行政情報システム : 行政の情報を電子化し、適切に保存、管理、利用するための仕組み。

3. 新庁舎の具体的な機能

基本構想で示された以下の具体的な機能を、施設計画に反映していきます。

(1) 便利で分かりやすい庁舎

誰もが分かりやすく、利用しやすいように、来庁者の利便性に配慮して庁舎や駐車場などを配置するとともに、市民が短時間で行政サービスが受けられるように、便利で分かりやすい窓口や案内機能を充実させた庁舎とします。

公共交通機関利用者、車利用者にも分かりやすい庁舎周辺案内表示を徹底します。

庁舎内の案内表示は、障害（視覚、聴覚等）のある方にも分かりやすいように、電光表示、音声案内などを適宜配置します。

外国人に配慮した外国語の案内表示をします。

受付総合案内の充実を図ります。

各階に車椅子、オストメイト対応の「だれでもトイレ（多機能トイレ）」を設置します。

乳幼児を連れて来た人が安心して利用できる授乳室を設置します。



TV モニターや音声での案内表示のイメージ（西尾市庁舎）



TV モニターや電光掲示での案内表示のイメージ（岡崎市庁舎）



誰もが分かりやすいカウンターのイメージ（福生市庁舎）

(2) 開かれた議会と庁舎

本格的な地方分権時代を迎え、共に市民から選ばれた市長、市議会という二元代表制において、市議会が市民代表としての政策形成機能や、市長（執行機関）に対する監視機能を十分発揮するうえで、議会活動の透明性を確保することが必要であると考えます。

議員の議会活動が市民にとって分かりやすいものであるよう、傍聴席を増やすなど利用しやすい議会傍聴の充実を図ります。

インターネットのホームページで議会活動を配信するなど高度な情報通信環境を充実し、市民にとって身近な議会となるように努めます。

本会議の様子を市民ロビーのモニターで見られるなどテレビ中継設備の充実に努めます。

(3) ワンストップサービスの充実

市民が利用しやすい窓口のあり方については、引き続き検討を行います。

市民利用の多い窓口や、相談・手続き内容が関連する窓口は利用しやすい低層階に集約して配置します。

将来の行政サービスの変更に対応できる柔軟性、拡張性のある窓口スペースとします。

行政サービスや各種情報などがわかりやすい「総合案内表示」を設置します。

総合案内を設け、対面型の案内を基本とします。



総合案内センターのイメージ（大野城市庁舎）

(4) 来庁者の快適環境とともに市民協働を実現する庁舎

来庁者の待ち時間の有効利用と市民サービス向上のため、窓口付近に情報コーナー、A T M、キッズコーナー^{注6)}などの市民が自由に利用できる市民スペースを計画します。

各種団体やNPO^{注7)}との意見交換の場、市民活動従事者に対する支援・相談コーナーなどの市民協働・交流の場所は、より利便性の高い駅前ビルに設置します。新庁舎では、それらを補完する施設を西分庁舎に整備することを検討していきます。



市民窓口スペースのイメージ
（西尾市庁舎）



情報コーナーのイメージ
（鈴鹿市庁舎）



キッズコーナーのイメージ
（岩倉市庁舎）

注6) キッズコーナー：手続きの間、子供が安心して待っていることができる場所。

注7) NPO：NonProfit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

(5) 災害などへの安全・安心を確保した庁舎

耐震性に優れた建築物であり、災害時には機動的に対処できる機能を備え、災害対策本部として、防災対策、災害応急対策、災害復興などの拠点機能を十分発揮できるよう配慮します。

耐震性能の確保

- ・新庁舎は、免震構造・制震構造などの耐震性に優れた構造とします。
- ・室内の機器・備品が地震の振動により転倒あるいは機能停止しないよう配慮します。

建築設備の耐震性能の向上

- ・商用電力の途絶対策を行います。(電力の多回線引込、自家発電設備の設置など)
- ・電力供給設備の信頼性の向上対策を行います。(空冷式の自家発電設備の採用など)
- ・公衆通信網の途絶及び輻輳対策を行います。(光ケーブル及びメタルケーブルの引込対応など)
- ・給水設備の信頼性の向上対策を行います。(給水設備への非常電源対応など)

災害時に迅速に対応できる防災・災害復興拠点機能の整備

- ・南側に敷地内通路を確保するなど、消防車が庁舎のあらゆる方角からアクセスでき、消防活動のしやすい配置とします。
- ・災害対策本部の機能を整備するとともに、災害対策の中枢を担う情報収集、指令発信機能は、情報管理の面から十分なセキュリティを確保します。
- ・庁舎敷地内に設ける広場空間は、災害発生時にも利用できるよう整備します。

(6) 情報拠点としての庁舎

今後の様々な市民ニーズや行政組織の変化に対応するため、市の行政情報システムの拠点として柔軟性及び拡張性の高い情報通信ネットワーク^{注8)}基盤を整備します。

市民の情報を守り、信頼性の高いサービスを安定的に提供するため、高度なセキュリティ対策と個人情報保護の保護対策を確保します。

情報提供サービス機能を充実させ、行政情報のほか、市の産業や市民活動などの各種情報をわかりやすく市民に提供します。

注8) 情報通信ネットワーク：情報通信を行うことが出来る仕組み全体。

(7) 個人のプライバシーを守る窓口

個人情報を守る窓口や相談スペースの整備を行い、市民が安心して手続きや相談などが行えるよう配慮します。

カウンター席への個別パーティション^{注9)}の設置



- ・窓口のカウンター席に、隣の席への視線を遮る高さのパーティションを設け、話声が隣りに伝わりにくくします。

● 個別パーティション

相談ブースの設置



- ・パーティションの高さで、プライバシー配慮の度合いを調整することができます。
- ・可動式のパーティションとすることで、相談人数などによって柔軟に対応することができます。

● パーティション

相談室の設置



- ・間仕切壁やドアの遮音性を高めることで、より高いプライバシーの確保が可能となります。

(8) セキュリティを確保した庁舎

窓口カウンターや受付カウンターを設置することなどにより、来庁者の立ち入り可能な場所を明確にします。

行政情報などを扱う部課等は、特定の職員しか入室できないように区画します。
夜間・休日利用できる窓口とその他の場所はシャッターなどにより区画します。

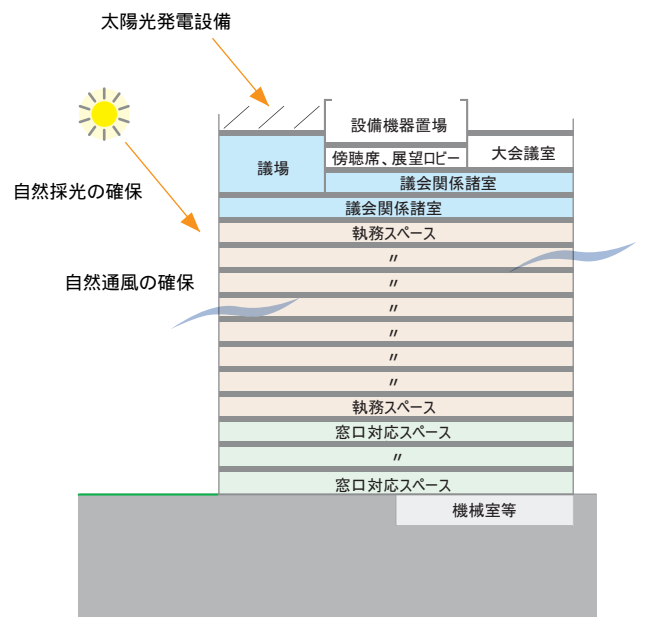
注9) パーティション：テーブル間の間仕切りや目隠しに用いられるついたてのこと。

(9) 自然エネルギーの活用を図る庁舎

新庁舎は、「官庁施設の環境保全性に関する基準(グリーン庁舎^{注10)}基準」(平成17年3月31日国土交通省大臣官房官庁営繕部策定)に配慮し、グリーン庁舎としての機能確保に努めます。

総合的な環境負荷の低減を図り、自然エネルギーの有効利用に努めます。

- ・ 自然採光の積極的活用による照明負荷の低減
 - ・ 昼光に連動して照明を制御する自動調光システムの採用
 - ・ 自然通風の積極的活用による冷房負荷の低減
 - ・ 建物床下空間からの外気導入による空調用エネルギーの削減(地中熱の有効活用)
 - ・ 環境負荷を低減する太陽光発電の採用
- 緑化を推進したり、環境負荷の低いエコマテリアル^{注11)}などを積極的に採用するなど環境にやさしい庁舎をめざします。
- ・ 敷地内の緑化を推進することでヒートアイランド現象^{注12)}などの都市気候の緩和に努めます。
 - ・ 緑地の確保や透水性舗装などの採用により地下水系の保全に努めます。
 - ・ 鋼製型枠の採用やPC化^{注13)}により熱帯材型枠の使用量の削減に努めます。
 - ・ ノンフロン冷媒空調^{注14)}、ノンフロン断熱材^{注15)}の採用によりオゾン層の破壊防止に努めます。
 - ・ リサイクル製品、再生建材(再生砕石など)、副産物(高炉セメントなど)を積極的に採用し、廃棄物の再利用に努めます。



自然エネルギー利用のイメージ
(この図は庁舎を模式的に示したもので計画内容とは異なります。)

注10) グリーン庁舎: 建物の計画から始まり、設計、建設、維持管理、修繕、解体するまでのライフサイクルを通じて環境負荷を低減させ、建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設をいう。

注11) エコマテリアル: 資源や環境の保全、材料の製造、使用時に環境を汚染しないなどを考慮した環境調和材料。

注12) ヒートアイランド現象: 人工熱の放出、太陽熱の蓄積、温室効果などの高温化の要因により都心部が郊外より高温になる現象。

注13) PC化: プレキャストコンクリートの略。コンクリートや鉄筋コンクリートの部材を工場で製品化すること。

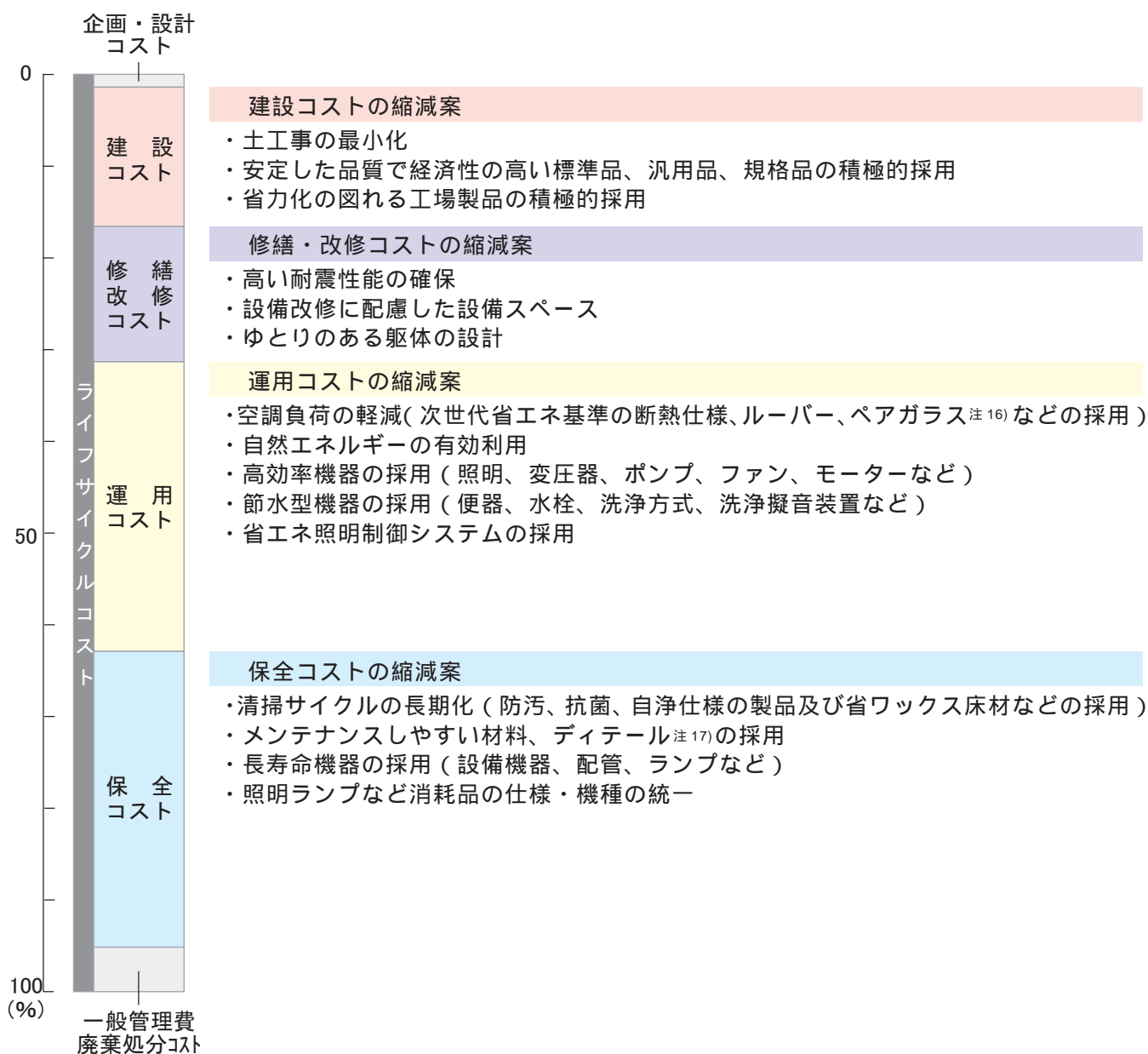
注14) ノンフロン冷媒空調: 冷房装置の温度を下げる物質に、フロンを使わない空調。

注15) ノンフロン断熱材: フロン類を一切使わない断熱材。

第1章 新庁舎のあるべき姿

(10) 適正なライフサイクルコストを実現する庁舎

新庁舎の計画から始まり、設計、建設、維持管理、修繕、解体するまでの建物の生涯費用の総計(ライフサイクルコスト)を出来る限り縮減します。



注16) ペアガラス：2枚の板ガラスを間隔をあけて配置したもので、断熱性に優れ、結露を生じにくいなどの効果がある。

注17) ディテール：建物の細部のつくり方。

(11) 将来の変化にも対応できる庁舎

市民ニーズの多様化及び複雑化に加え、地方分権の進展など、様々な行政運営にかかわる新たな動きに対応可能で、長寿命な庁舎の実現を図るとともに、職員の部門間交流を可能とするフレキシブル^{注18)}な執務スペースを実現します。

長寿命な庁舎の実現

- ・ 建築構造や外部仕上の長寿命化を図るとともに、内部仕上や設備機器については、将来の老朽化、機能の陳腐化に対応しやすい設計とします。
- ・ 階高、床荷重、電気容量などの機能的なゆとりを確保し、将来のレイアウト変更などに配慮します。

フレキシブルな執務スペースの実現

- ・ 将来の変化にも対応しやすい執務スペースを確保できる設計を行なうとともに、部署間、職員間で相互にコミュニケーションのとりやすい配置計画を行います。



フレキシブルな執務スペースのイメージ (岡崎市庁舎)

注18) フレキシブル：柔軟性のあるさま。

1. 前提条件

新庁舎の規模を設定するための前提条件は、計画人口、職員数、議員数です。

計画人口

国勢調査より推計した平成 27 年度の一宮市の将来人口概ね 370,000 人を、計画人口とします。

新庁舎に配置する職員数

新庁舎に配置する対象部署については、将来における中核市への移行、行政需要の増大、行政システムの再構築に対応できるようにします。

新庁舎で業務を行う職員は、一般職員及び地方公営企業等職員が約 990 人、パート職員及び嘱託職員が約 160 人とします。

議員数

40 人を議員定数としますが、将来の増員に対応できるようにします。

規模設定の前提条件

項目	人数
計画人口(平成 27 年度)	約 370,000 人
新庁舎に配置する職員数	約 1,150 人
議員数	40 人

2. 新庁舎の規模と構成

規模設定の前提条件から、新庁舎、駐車場の規模を設定します。

(1) 規模

新庁舎の規模

新庁舎の規模は、規模設定の前提条件をもとに、総務省の庁舎標準面積算出基準を参考にし、庁舎床面積は約 30,000 m²と想定します。

駐車場の規模

新庁舎に付帯する駐車場は、約 380 台（公用車含む）整備します。

施設規模

項目	規模
新庁舎の規模	約 30,000 m ²
駐車場の規模	約 380 台（公用車含む）

(2) 構成

市民の利用が多い「窓口機能」や「市民スペース機能」は低層部に、「議会機能」は建物構造上、高い階高を確保しやすい高層部に、それ以外の部署は中層部に配置することを基本とします。また、最上階には「展望ロビー」や「大会議室」を設けます。

低層部

低層部には、市民のためのスペースとともに、市民との接点の多い窓口対応の各課を配置します。

- ・市民課
- ・保育課
- ・資産税課
- ・保険年金課
- ・高年福祉課
- ・納税課
- ・会計課
- ・福祉課
- ・子育て支援課
- ・市民税課

中層部

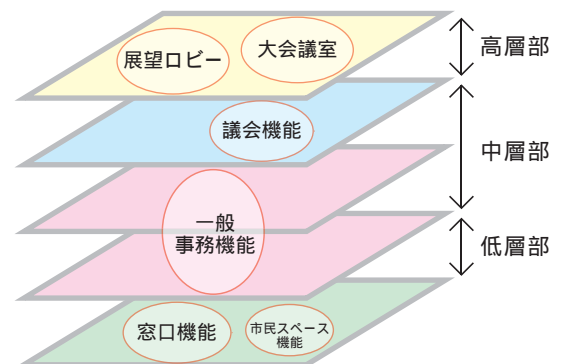
中層部には、上記以外の部署を配置します。

- ・市長室
- ・人事課
- ・財政課
- ・経済振興課
- ・公園緑地課
- ・建築指導課
- ・学校教育課
- ・計画調整課
- ・営業課（水道）
- ・副市長室
- ・地域ふれあい課
- ・管財課
- ・農業振興課
- ・維持課
- ・建築住宅課
- ・生涯学習課
- ・上水道整備課
- ・給排水設備課
- ・秘書広報課
- ・行政課
- ・契約課
- ・建設管理課
- ・道路課
- ・監査事務局
- ・スポーツ課
- ・下水道建設1課
- ・その他関係諸室
- ・企画政策課
- ・情報推進課
- ・工事検査課
- ・まちづくり課
- ・治水課
- ・総務課（教育）
- ・経営総務課
- ・下水道建設2課

高層部

高層部には、議会機能スペースや展望ロビー等を配置します。

- ・議場
- ・展望ロビー
- ・庶務課（議会）
- ・大会議室
- ・議事調査課
- ・議会関係諸室



新庁舎の構成イメージ

1. 敷地利用計画

(1) 敷地概要

敷地概要

項目	摘要
所在地	一宮市本町二丁目 5 番 6 号
用途地域	商業地域
区域指定	市街化区域
防火指定	防火地域
建ぺい率	80%
容積率	400%
敷地面積	約 10,400 m ²



敷地位置図

第3章 新庁舎の建設計画

(2) 敷地利用の考え方

基本方針

- ・ 現在の一宮庁舎の敷地などを利用して新庁舎を建設します。
- ・ 事業費を縮減するため、仮設庁舎は設置しません。
- ・ 新庁舎に集中発生する交通を円滑に処理します。

1 期工事で概ね庁舎機能を確保します。
交通処理上重要な道路は拡幅します。

計画敷地内の建物の取り扱い



- 1 一宮庁舎（北棟）注19）
解体します。ただし、一宮市の歴史を継承するため、内装材などを一部保存して活用することを検討します。
- 2 一宮庁舎（南棟）
解体します。
- 3 西分庁舎 注20）
改修して活用することを検討します。
- 4 立体駐車場
解体します。

(番号は左図の番号と対応しています。)

現状の敷地



建設事業の手順（予定）



- 1 新柳公園と公園南側の駐車場を更地化します。
- 2 新柳公園の西側の道路を廃道とします。
- 3 上記 1・2 の敷地に新庁舎を建設します。
(1 期工事)
- 4 現在の一宮庁舎を解体します。
- 5 左図 4 の敷地に立体駐車場などを建設します。
- 6 機械式駐車場を建設します。
(2 期工事)
- 7 西分庁舎を改修します。
- 8 新庁舎北側の道路の拡幅を行います。
- 9 新柳公園を移設します。

(番号は左図の番号と対応しています。)

整備後の敷地

注19) 一宮庁舎（北棟）：完成 / 1930年（昭和5年） 構造・規模 / 鉄筋コンクリート造 2階建て
愛知県営繕課技師松本善一郎の設計。

注20) 西分庁舎：旧名古屋銀行一宮支店
完成 / 1924年（大正13年） 構造・規模 / 鉄筋コンクリート造 3階建て
名古屋を中心とした県内各都市と関係の深い建築家である鈴木禎次の設計。

2. 全体配置計画

(1) コンセプト

新庁舎の位置する中心市街地の活性化を図るうえで、市民などが中心市街地を回遊して新たな交流を創り出すことが重要であると考えます。市民が気軽に集まれる場を設けてにぎわいを生み出し、市民が誇れる一宮らしい資産（歴史・文化など）を新しい時代に繋いでいくことを大切に、まちなかに人々の交流が生まれるような計画を行っていきます。

a. 回遊する人の流れを創る。

「行政拠点の新庁舎」「歴史・文化の拠点の真清田神社」「交流・文化の拠点の駅前周辺」の3つの拠点を核とし、これらをつなぐ本町商店街などの中心市街地に回遊する人の流れを創ります。

プロムナードの整備など

b. 市民のにぎわいを生み出す。

市民が日常的に気軽に集まることのできる場を設け、市民のにぎわいを生み出します。

広場の配置、新柳公園の有効利用など

c. 一宮らしさを繋ぐ。

繊維産業を基盤として栄えてきた一宮の資産（歴史・文化など）を新しい時代に繋いでいきます。

西分庁舎の改修・保存など



(2) 配置計画



全体配置図

第 3 章 新庁舎の建設計画

全体配置の考え方

- ・新庁舎は、県道名古屋一宮線に面した 1 期工事の敷地に配置します。
- ・本町商店街から新庁舎へのアプローチのため、西分庁舎の南側からプロムナードを設けます。
- ・プロムナードは、来庁者動線や景観上の骨格として位置づけ、魅力ある新庁舎と敷地を計画します。

エントランスの考え方

- ・新庁舎と自走式立体駐車場の間に車寄せを配置します。
- ・本町商店街からのアプローチルートとなるプロムナードと車寄せの交わる位置をメインエントランスとします。
- ・夜間休日対応のエントランスは、自走式立体駐車場からも利用しやすいメインエントランスの北に計画します。
- ・サービス用のエントランスは、新庁舎南側の敷地内通路に面して計画します。

広場、新柳公園の考え方

- ・プロムナードの南側に、太陽光が差し込む明るく開放的な広場を計画します。
- ・西側敷地のプロムナード北側には、新柳公園を配置し、本町商店街から気軽に利用できるように計画します。
- ・広場、新柳公園は、七夕まつりなどのイベント時には、本町商店街と一体的な利用ができるような計画とします。

駐車場の考え方

- ・駐車場は、自走式の立体駐車場とし、県道名古屋一宮線から入出庫がしやすい敷地北側に配置します。
- ・立体駐車場は、広場や新柳公園などの周辺環境と調和するよう、壁面の緑化などを検討します。
- ・新庁舎北側の敷地には、機械式駐車場を計画します。
- ・新柳公園の北側の敷地には、来庁用バス等の駐車場を計画します。

バス乗降スペースの考え方

- ・敷地北側道路に、i-バス乗降スペースを計画し、公共交通による利便性を確保します。

西分庁舎についての考え方

- ・真清田神社の参道である本町商店街に大正時代から立地し、繊維産業を基盤に栄えてきた一宮市の「都市繁栄の象徴」ともいえる西分庁舎の改修・保存を検討します。

(3) 新庁舎概要

新庁舎概要

項目	摘要
建物構造	防災拠点としての機能を確保するため、免震構造・制震構造など、耐震性に優れた構造とします。
階数	地下 1 階、地上 15 階程度
最高高さ	約 60 m
建築面積	新庁舎：約 2,400 m ² (その他 / 西分庁舎：約 440 m ² 、自走式立体駐車場：約 1,500 m ² 、機械式駐車場：180 m ²)
延床面積	新庁舎：約 30,000 m ² (その他 / 西分庁舎：約 1,000 m ² 、自走式立体駐車場：約 4,500 m ² 、機械式駐車場：2,600 m ²)
駐車台数	約 380 台 (公用車含む)

3. 事業計画

(1) 建設スケジュール

現段階の想定では、基本設計、実施設計、各種申請手続きなど及び施工業者選定を経て、新庁舎の建設に着手することとなります。

建設スケジュール（予定）

年 度	実 施 内 容
平成 20 年度	基本計画、基本設計
平成 21 年度	基本設計、実施設計
平成 22 年度	実施設計、第 1 期工事着工
平成 23 年度	第 1 期工事施工
平成 24 年度	第 1 期工事完了
平成 25 年度	一宮庁舎解体工事、第 2 期工事着工、 西分庁舎改修工事着工・完了、新柳公園整備工事着工・完了
平成 26 年度	第 2 期工事完了

(2) 事業費

約 100 億円を想定しています。